

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。
なお、この地域では、警察官による取締りも強化されます。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
県道泉塩釜線 県道仙台泉線 市道七北田実沢線 市道泉中央幹線2号線	9時 ～ 20時

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
市道七北田幹線1号線 市道泉中央幹線1号線	9時 ～ 20時

重点地域

◎ 最重点地域

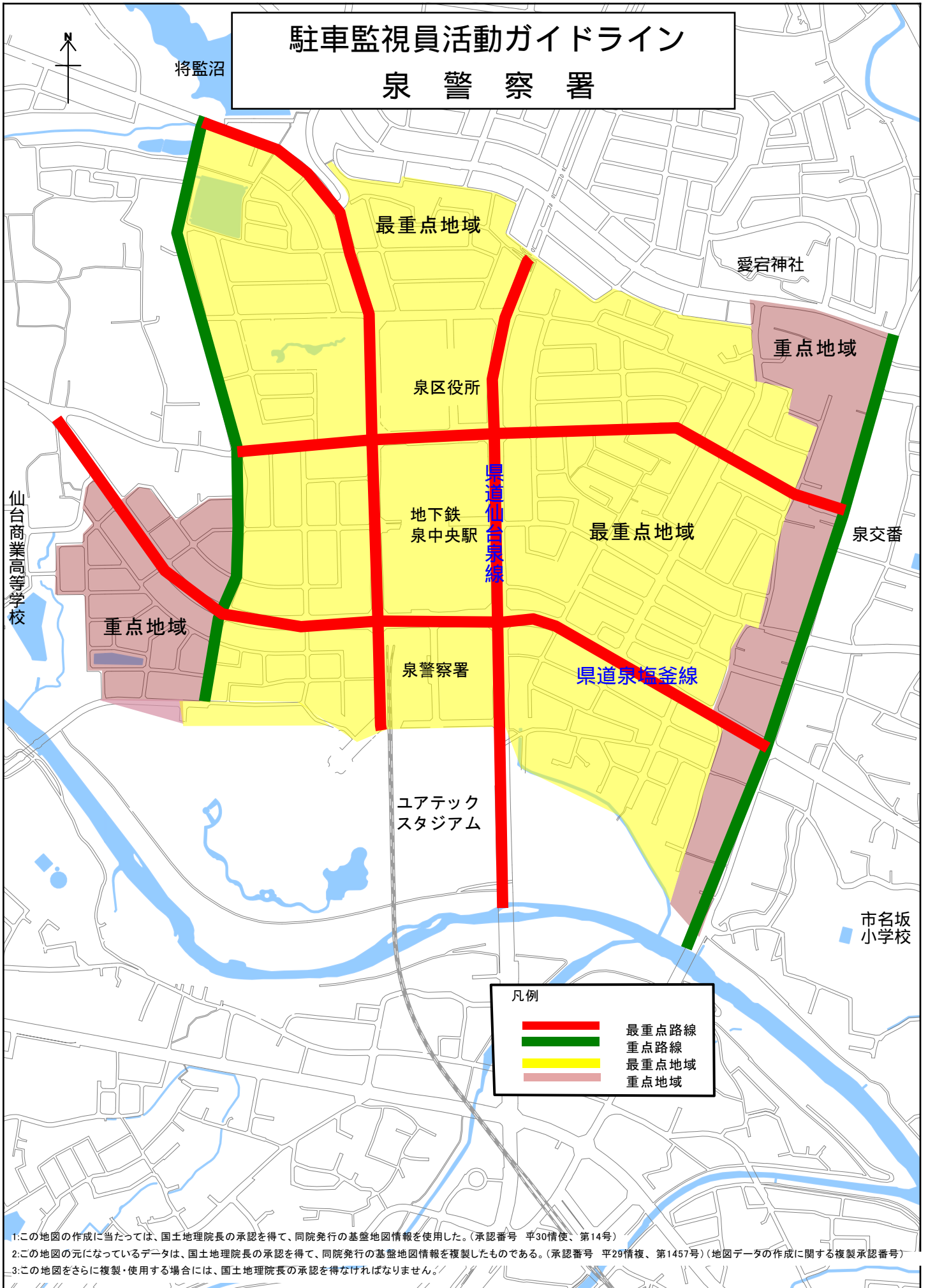
地域	重点時間帯
泉中央1丁目1番地～28番地内、泉中央2丁目～4丁目地内	9時 ～ 20時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
市名坂字善正寺、字西浦、字前沖地内 七北田字町、市名坂字町のうち市道七北田幹線1号線の西側 泉中央1丁目29番地～51番地内	9時 ～ 20時

宮城県泉警察署

駐車監視員活動ガイドライン 泉 警 察 署



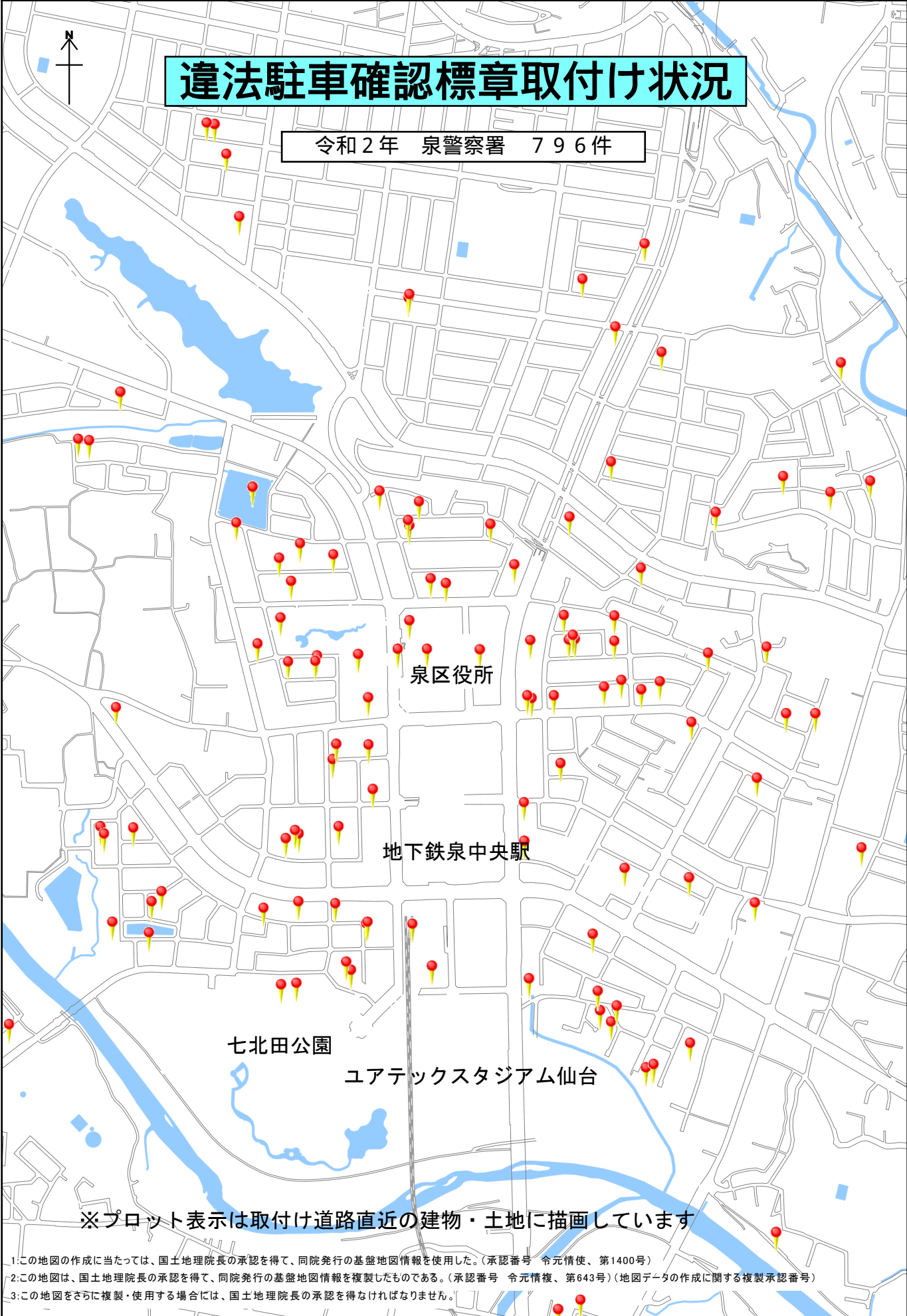
1:この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第14号)

2:この地図の元になっているデータは、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1457号)(地図データの作成に関する複製承認番号)

3:この地図をさらに複製・使用するには、国土地理院長の承認を得なければなりません。

違法駐車確認標章取付け状況

令和2年 泉警察署 796件



※プロット表示は取付け道路直近の建物・土地に描画しています

1:この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第1400号)
2:この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を複製したものである。(承認番号 令元情複、第643号)(地図データの作成に関する複製承認番号)
3:この地図をさらに複製・使用するには、国土地理院長の承認を得なければなりません。

500 m
1:9,310